

別表七（一）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第113条第1項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）（同条第4項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 令第113条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第1項第3号に規定する対象事業年度に限ります。）に法第80条第5項（「欠損金の繰戻しによる還付」）において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項（「欠損金の繰戻しによる還付」）において準用する同条第1項若しくは第2項の規定の適用に係るこれらの規定に規定する欠損事業年度（2において「災害欠損事業年度」といいます。）がある場合には、「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合4」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当たっては、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第5項において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額（法第80条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額とされたもの）を「8」の金額から控除して計算します。
- 3 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額8」の各欄の内書には、令第113条第1項第3号（同条第4項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七（一）付表二「13」の欄に記載された金額を合計した金額を記載します。この場合において、「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合4」の欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「8」の金額から控除して計算します。
- 4 対象法人が法第57条第3項（「欠損金の繰越し」）に規定する被合併法人等（(1)及び(2)において「被合併法人等」といいます。）であり、かつ、令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の支配関係発生前事業年度（同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度をいいます。(1)及び(2)において同じです。）の確定申告書に添付された別表七（一）（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める書類）の写しを添付します。
- (1) 当該被合併法人等の支配関係発生前事業年度について修正申告書の提出又は更正で、別表七（一）の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合 当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書（国税通則法第28条第2項（「更正又は決定の手続」）に規定する更正通知書をいいます。(2)において同じです。）のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類
- (2) 当該被合併法人等の支配関係発生前事業年度が連結事業年度である場合 当該支配関係発生前事業年度の連結確定申告書（令和2年改正前の法第2条第32号（「定義」）に規定する連結確定申告書をいいます。）に添付された令和5年改正前の別表七の二付表一（当該支配関係発生前事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同表の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類）のうち当該被合併法人等に係るもの